

○開示等の請求に対する決定等事務の専決について

令和8年3月5日
道本総第4037号

／警察本部各部、所属の長／サイバーセキュリティ対策本部長／宛て
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく開示等の請求に対する決定等の事務については、これまで、北海道警察の事務の専決に関する訓令（昭和43年警察本部訓令甲第9号。以下「専決訓令」という。）に基づき、一定の事由に該当するものを除き警察本部の部長（以下「所管部長」という。）が専決してきたところであるが、この度、開示決定等の判断が軽易又は定型的なもの等を警察本部の課長（課長に相当する所属の長を含む。以下「所管課長」という。）が専決することができることとするとともに、下記のとおり決裁区分を明確化したので、効率的に運用されたい。

記

1 開示等の請求に対する決定等の決裁区分

開示等の請求に対する決定等の決裁区分表（別表）のとおり。

2 決裁区分の考え方

別表に示した決裁区分は、標準的な事務処理を念頭に置いた上で、専決訓令の別表の共通事項にあてはめ、専決処理することができるものの目安として分類したものである。したがって、個々の案件の内容その他の事情を踏まえ、所管部長又は所管課長が専決することができるものとして分類した事項について、警察本部長又は所管部長の決裁を受けることを妨げない。

3 総務部長等の合議

(1) 警察本部長の決裁を受けるもの

総務部長（警察本部総務課警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）経由）と合議するものとする。

(2) 所管部長及び所管課長の専決とするもの

警察本部総務課長（警察情報センター経由）と合議するものとする。ただし、総務部長と合議することを妨げない。

開示等の請求に対する決定等の決裁区分表

法令名	条項号	内 容	本 部 長	部 長	課 長
北海道情報公開条例 (平成10年北海道条例第28号)	第11条	公益上の必要による開示をする場合	○		
	第12条及び第16条	公文書の存否を明らかにしない決定をする場合であって、次に掲げるもの（以下「重要又は異例なもの」という。） ○ 当該決定が社会的、政治的に議論され、世論の対象となり、又はそのおそれがあるもの ○ 当該決定が後日訴訟を生じるおそれがあるもの ○ その他専決者において、警察本部長の決裁を受けることが適当と認めたもの	○		
		公文書の存否を明らかにしない決定をする場合であって、重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
		公文書の存否を明らかにしない決定をする場合であって、過去に同様の決定をしたことがあるものその他当該決定の判断が軽易又は定型的なもの			○
	第13条第2項	開示請求書に形式上の不備があり、補正を求める場合			○
	第14条第1項ただし書	開示等の決定をする期間を14日を限度として延長する場合			○
	第14条第2項	開示等の決定をする期間を2か月を限度として延長する場合			○
	第14条第2項ただし書	開示等の決定をする期間を2か月を超えて延長する場合		○	
	第14条第1項及び第15条	開示等の決定をする場合であって、重要又は異例なもの	○		
		開示等の決定をする場合であって、重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
		開示等の決定をする場合であって、過去に同様の決定をしたことがあるものその他当該決定の判断が軽易又は定型的なもの			○
	第17条	開示請求に係る公文書が不存在である旨の通知をする場合であって、重要又は異例なもの	○		
		開示請求に係る公文書が不存在である旨の通知をする場合であって、重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
		開示請求に係る公文書が不存在である旨の通知をする場合であって、過去に同様の通知をしたことがあるものその他当該通知の判断が軽易又は定型的なもの			○
	第17条の2	他の実施機関に対し、事案を移送する場合			○
	第18条第1項	第三者に対し、任意的な意見書提出の機会を付与する場合			○
	第18条第2項	第三者に対し、必要的な意見書提出の機会を付与する場合			○

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第77条第3項	開示請求書に形式上の不備があり、補正を求める場合			○
	第80条	裁量的開示をする決定をする場合	○		
	第82条第1項	保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をする場合であって、第78条第1項第2号ロ又は同条第1項第3号ただし書に係る情報を含むものその他重要又は異例なもの	○		
		保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をする場合であって、第78条第1項第2号ロ及び同条第1項第3号ただし書に係る情報を含まないものその他重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
		保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をする場合であって、過去に同様の決定をしたことがあるものその他当該決定の判断が軽易又は定型的なもの			○
	第82条第2項	保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（第81条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下この項において同じ。）をする場合であって、重要又は異例なもの	○		
		保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をする場合であって、重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
		保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をする場合であって、過去に同様の決定をしたことがあるものその他当該決定の判断が軽易又は定型的なもの			○
個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号）	第4条第2項	開示決定等をする期間を14日以内に限り延長する場合			○
	第5条	開示決定等をする期間を28日を超えて延長する場合			○
	第85条第1項	他の行政機関の長等に対し、開示請求に係る事案を移送する場合			○
	第86条第1項	第三者に対し、任意的な意見書提出の機会を付与する場合			○
	第86条第2項	第三者に対し、必要的な意見書提出の機会を付与する場合			○
	第91条第3項	訂正請求書に形式上の不備があり、補正を求める場合			○
	第93条第1項	訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定をする場合であって、重要又は異例なもの	○		
		訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定をする場合であって、重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
		訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定をする場合であって、過去に同様の決定をしたことがあるものその他当該決定の判断が軽易又は定型的なもの			○
	第93条第2項	訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定を	○		

	する場合であって、重要又は異例なもの			
	訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定をする場合であって、重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
	訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定をする場合であって、過去に同様の決定をしたことがあるものその他当該決定の判断が軽易又は定型的なもの			○
第94条第2項	訂正決定等をする期間を30日以内に限り延長する場合			○
第95条	訂正決定等をする期間を30日を超えて延長する場合			○
第96条第1項	他の行政機関の長等に対し、訂正請求に係る事案を移送する場合			○
第99条第3項	利用停止請求書に形式上の不備があり、補正を求める場合			○
第101条第1項	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定をする場合であって、重要又は異例なもの	○		
	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定をする場合であって、重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定をする場合であって、過去に同様の決定をしたことがあるものその他当該決定の判断が軽易又は定型的なもの			○
第101条第2項	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をする場合であって、重要又は異例なもの	○		
	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をする場合であって、重要又は異例なもの以外のもの（課長専決するものを除く。）		○	
	利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をする場合であって、過去に同様の決定をしたことがあるものその他当該決定の判断が軽易又は定型的なもの			○
第102条第2項	利用停止決定等をする期間を30日以内に限り延長する場合			○
第103条	利用停止決定等をする期間を30日を超えて延長する場合			○

注 本部長とは「警察本部長」、部長とは「所管部長」、課長とは「所管課長」をいう。